特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
25	子ども医療費の助成に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子ども医療費の助成に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。

業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

」 	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	船橋市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年船橋市規則第58号)に基づき、子ども医療費の助成に関する以下の事務を行っている。 【概要】 申請者(助成対象者)から提出される登録申請書、受給資格登録変更届、助成金交付申請書、返納届及び住民異動等に基づく、子ども医療費助成登録、変更、消滅、助成金の交付及び受給券の交付に関する業務。 【事務処理】 1. 助成対象者の資格管理 ①登録申請書、受給資格登録変更届、返納届及び住民異動等に基づき、助成対象者の登録、登録事項の変更及び受給資格の消滅処理を行う。 ②子どもの属する世帯の市町村民税の課税状況を確認し、世帯区分(所得割、均等割又は非課税)の認定、自己負担金を決定する。 ③認定結果として受給券の交付又は登録申請却下通知書による通知を行う。 ④再交付申請書に基づき、受給券の再交付を行う。 ⑤毎年7月1日時点の子どもの属する世帯の市町村民税の課税状況を確認し、世帯区分の再認定を行った上で、受給券の年度更新処理及び受給券の交付を行う。 ⑥所得更正等に基づき、世帯区分の変更処理及び受給券の交付を行う。 2. 医療費の助成 ①助成金交付申請書等に基づき、助成金の交付を行う。 ②助成対象者の受給資格の変更により返還金等が発生した場合は、返還金請求、催告及び債務管理を行う。 3. その他 財務会計処理及び各種統集計に係る事務を行う。
③システムの名称	子ども医療費助成システム(児童総合福祉システム)、宛名システム(児童総合福祉システム)、番号管理連携システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用に関する条例(平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。)第3条第1項 及び別表その1の8の項
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第9号 ・船橋市番号利用条例第3条第1項及び別表その1の8の項 (船橋市が提供する根拠) なし(子ども医療費の助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課
②所属長の役職名	課長

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年3月18日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	16年3月18日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

「	₽₽₹₽₽₽₩₽₽₽₽₩₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
[基礎項目評価]	書及び重点項目評価書]		3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを追	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、子ども医療費の助成に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄			

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[〇] 外部監査
10. 従業者に対する教育	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策	[0]	È項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報では、 で正に使用されるリスターのでは で使用等のリスクへの対象であれるリスクへの対象 システムを通じて目的 システムを通じて不正ない、滅失・毀損リスクへ	対策 ⑤(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日時点	令和3年3月18日時点	事後	
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日時点	令和3年3月18日時点	事後	
令和4年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号 ・船橋市番号利用条例第3条第1項及び別表その1の8の項 (船橋市が提供する根拠) (略)	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第9号 ・船橋市番号利用条例第3条第1項及び別表その1の8の項 (船橋市が提供する根拠) (略)	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	事後	
令和6年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課	事後	
令和6年3月29日		船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2316	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2316	事後	
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月18日時点	令和6年3月18日 時点	事後	
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月18日時点	令和6年3月18日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	_	[O] 全項目評価又は重点項目評価を実施す る	事後	